

第1条 総則		
改訂前	改訂後(現行)	備考
第1項省略、変更なし	第1項省略、変更なし	-
2.本規約は一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会が定めるマーケティング・リサーチ綱領に準拠し、制定したものです。	2.本規約は国の法令や指針及び一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会が定めるマーケティング・リサーチ綱領に準拠し、制定したものです。	国の法令や指針を業界団体綱領よりも優先させる為の修正しました。
第3～5項省略、変更なし	第3～5項省略、変更なし	-

第2条 CyberPanel会員		
改訂前	改訂後(現行)	備考
第2条 CyberPanel会員	第2条 CyberPanel会員資格	第2条の条文内容を明確にするため、条文中に「資格」を追加しました。
第1～2項省略、変更なし	第1～2項省略、変更なし	-
3.CyberPanelは現在日本にお住まいの義務教育を終えた15歳以上の方が登録できるものとします。	3.CyberPanelは現在日本にお住まいの16歳以上の方(もしくは現在15歳でも中学校を卒業されている方)が登録できるものとします。	会員の資格が中学校を卒業された方、もしくは16歳以上の方であることを明確にしました。
4.入会日時は会員が規定の入会手続きを完了後に、当社から登録の会員アドレス宛に登録完了メールを発信した日とします。また、退会は会員からの申し出があった日、または当社の規定により、当社が会員削除登録を行った日とします。	4.入会日時は会員が本規約に明記された入会手続きを完了後に、登録された会員アドレス宛に、当社から登録完了メールを発信した日とします。また、退会は会員からの申し出があった日、または当社の規定により、当社が会員削除登録を行った日とします。	条文の内容を理解し易くする為に改訂しました。
第5項省略、変更なし	第5項省略、変更なし	-
反社会的勢力排除条項無し	6.反社会的勢力(暴力団、暴力団員、反社会的勢力その他これに準ずる者等)、または資金提供その他の方法により反社会的勢力と何らかの交流または関与を行っている当社が判断した場合、会員になることはできません。	第2条6項「反社会的勢力排除」の条項を追加しました。
6.当社が不適当と判断した場合、入会の承認を行わない場合があります。また、当社が会員として承認することを不適当と判断した場合、登録完了メール発信後であっても、当社は承認の取り消しを行う場合があります。	7.当社が公序良俗に反すると判断した場合、入会の承認を行わない場合があります。また、当社が会員として承認することを公序良俗に反すると判断した場合、登録完了メール発信後であっても、当社は承認の取り消しを行う場合があります。	・会員入会の承認が行われない条件や承認の取り消しを行う条件として、当社が「公序良俗に反すると判断した場合」を明示しました。 ・直前の項に反社会的勢力排除条項を追加しましたので、第2条第7項に項番を変更しました。

第4条 登録情報		
改訂前	改訂後(現行)	備考
1. CyberPanelへの登録情報は当社が所有するものとします。	左記の条項を削除(以降の第4条の条文項目番号が1つずつ繰り上がる)	現在、会員新規登録時に取得している情報は、当社が著作権を主張できる情報では無い為、現状では実効性の無い改定前の条項自体を削除しました。
3. 会員情報のうち、個人を特定できる情報については以下の各号の場合を除き、原則として当社以外の第三者への提供は行いません。なお、提供を行う場合は必ず事前に会員本人の承諾を要するものとします。	2. 会員情報のうち、個人を特定できる情報については原則として当社以外の第三者への提供は行いません。また提供を行う場合は必ず事前に会員本人の承諾を要するものとします。但し、以下の各号においては、会員の同意を得ている、もしくは個人情報保護法第23条の例外事項に相当するものとして、会員の事前の承諾を得ずに第三者提供を行うことがあります。	改定前の規約では(1)～(4)の各号においても、第三者提供においては会員の事前の承諾が必要であるように読み取れた為、条文を変更しました。
2.(1)会員に対し、あらかじめ示され、承諾された利用目的に合致する場合 2.(2)企業等が行うべき法的義務の履行のために必要な場合	2.(1)会員に対し、あらかじめ調査の依頼主などへの会員情報の提供について同意を求め、承諾された場合 2.(2)法的義務の履行のために必要な場合	「利用目的に合致する」だけでは第三者提供は出来ず、会員本人の同意が必要である為、「調査の依頼主などへの会員情報の提供について同意を求め」を追加しました。
2.右記項目は無い。項目を追加。	(5) 会員が他の会員または第三者に不利益を及ぼす行為をしたと当社が判断した場合。 (6) サービス提供に関する業務提携先との、登録会員の重複を照合する場合、あらかじめ当社との間で機密保持契約を結んだ提携先の情報と、本サイトの会員情報を必要最小限の範囲で不可逆暗号化された状態にて照合することがあります。これは提携先の情報と本サイトの情報を結合するものではなく、重複会員の確認などのための照合を指します。	現在のサイバパネルの事業内容にあわせた条項を追加しました。
第3～5項省略、変更なし	第3～5項省略、変更なし	-
6.右記項目は無い。項目を追加。	6. 当社では本サービスの品質維持・管理のため、登録情報に記載されている電話番号に電話すること、メールアドレスへメールすることにより登録情報が登録者本人のものであること、また登録情報の内容が正確であることの確認を行う場合があります。	現在のサイバパネルの事業内容にあわせた条項を追加しました。

第6条 謝礼		
改訂前	改訂後(現行)	備考
第1～4項省略、変更なし	第1～4項省略、変更なし	-
5. 本規約第4条第5項に基づく更新期間内に更新手続きを行わない場合はその期間満了時点、本規約第8条に基づく会員資格の抹消時点、または本規約第9条に定める退会の成立時点において当該会員が保有していたポイントは、全て失効します。	5. 本規約第4条第4項に基づく更新期間内に更新手続きを行わない場合はその期間満了時点、本規約第8条に基づく会員資格の抹消時点、または本規約第9条に定める退会の成立時点において当該会員が保有していたポイントは、全て失効します。	第4条1項削除にともない、項目番号が繰り上がりました。
第6項省略、変更なし	第6項省略、変更なし	-
7. 当社で誤って会員へポイント付与、又はポイント交換などをおこなった場合は、訂正をします。	7. 当社の責任で誤って会員へポイント付与、又はポイント交換などをおこなった場合は、訂正をします。	責任の所在の明確にするため、「当社の責任」を追加しました。

第10条 著作権		
改訂前	改訂後(現行)	備考
第1項省略、変更なし	第1項省略、変更なし	-
2. 当社もしくは当社が調査の依頼を受けた顧客、またはこれらに順ずる権限を当社が認めたもの(企業、法人、公的機関など)は、本事業に基づき行われたアンケートに対して会員が行った回答内容を利用し、会員本人の承諾なしに開示することができます。なお、登録情報の取り扱いについては、第4条に定めるところによります。	2. 当社もしくは当社の依頼主、またはこれらに順ずる権限を当社が認めたもの(企業、法人、公的機関など)は、本事業に基づき行われたアンケートに対して会員が行った回答内容を利用し、会員本人の承諾なしに開示することができるものとします。なお、登録情報の取り扱いについては、第4条に定めるところによります。	第4条3項の表記に統一するため、「当社が調査の依頼を受けた顧客」を「当社の依頼主」と変更しました。
第3～5項省略、変更なし	第3～5項省略、変更なし	-

第15条 個人情報の取り扱い		
改訂前	改訂後(現行)	備考
個人情報の取り扱いについては、マーケティング・リサーチ業界の国際行動規範である「ICC/ESOMAR国際綱領」および一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の「マーケティング・リサーチ綱領」を遵守するとともに、当社の「個人情報保護方針」 http://www.nrc.co.jp/privacy/index.html に基づいた取り扱いを行います。	個人情報の取り扱いについては、国の法令や指針、及びマーケティング・リサーチ業界の国際行動規範である「ICC/ESOMAR国際綱領」および一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の「マーケティング・リサーチ綱領」を遵守するとともに、当社の「個人情報保護方針」 https://www.nrc.co.jp/privacy/index.html に基づいた取り扱いを行います。	国の法令や指針を業界団体綱領よりも優先させる為に条文修正しました。

第16条 損害賠償		
改訂前	改訂後(現行)	備考
右記条文を新たに追加。	会員が本規約およびその他諸規定等に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社あるいは第三者に損害を与えた場合には、当社は当該会員に対して当社の被った損害賠償の請求を行うことができるものとします。	当社が会員に損害賠償請求できるケースを条文として追加しました。

第17条 専属的合意管轄裁判所		
改訂前	改訂後(現行)	備考
第16条 専属的合意管轄裁判所	第17条 専属的合意管轄裁判所	第16条を新たに追加したため条番号を繰り下げました。